

リスク管理と応用経済学

須 田 晓

キーワード

リスク管理 (risk management)

応用経済学 (applied economics)

比較制度分析 (comparative institutional analysis)

目次

- 1 イントロダクション
- 2 リスクの処理手段
- 3 経済学の原理
- 4 経済問題としてのリスク管理
- 5 取引としての保険
- 6 リスク管理における市場と制度
- 7 経済問題以外のケース
- 8 まとめ

1 イントロダクション

「リスク管理は応用経済学の一分野である」と喝破するのは、E. J. ボーン教授である⁽¹⁾。しかもそれは、大著（832ページ）の序文のしかも最初の文章であった。

本稿の目的は、このボーン教授がいわれることについて、その内容と意味を知るためにリスク管理と応用経済学との関係を考えようとするものである。

まず最初に基盤的な言葉について述べておきたい。

「応用経済学」とは、経済学の理論を応用すること、用いることをいう。なぜ用いるのかというと、応用することによって理解、分析がさらに可能となるからである。

「リスク」は、英和辞典を見ると「危険」と訳される。その危険を国語辞典で見ると、「あぶないこと」と出ている。一方「管理」を国語辞典で見ると「とりしきること」である。したがってリスク管理は、あぶないことをとりしきることとなるが、ここでは少し異なる。あぶないことではなく、あぶないかも知れないことをとりしきると理解する。リスク概念は多義であるが、リスク管理論の立場からすればリスクは「事故・損失発生の可能性」と解するのが一般的である。絶対的にあぶないことではなく、あぶないかも知れないことをいかにとりしきるかというのがリスク管理である。現実として先のことは分からぬのだから、事故・損失発生の可能性は常に存在しており、それをとりしきることである。すなわちリスクとは、先のことは分からぬ、将来は不確実性であるという視点でとらえられる。リスクは発生するのではなく、常に存在しているのである。

リスクに囲まれているのは企業や個人・家庭だけではない。あらゆる組織体や、地方自治体・国・地球なども常にリスクに囲まれている。それらのリスク管理については、企業リスク管理（企業危機管理）、家庭リスク管理（家庭危機管理）等々と呼ばれる。またリスクを原因別にみると、自然災害によるもの、事故によるもの、人為的なものなどがあり、それぞれのリスク管理

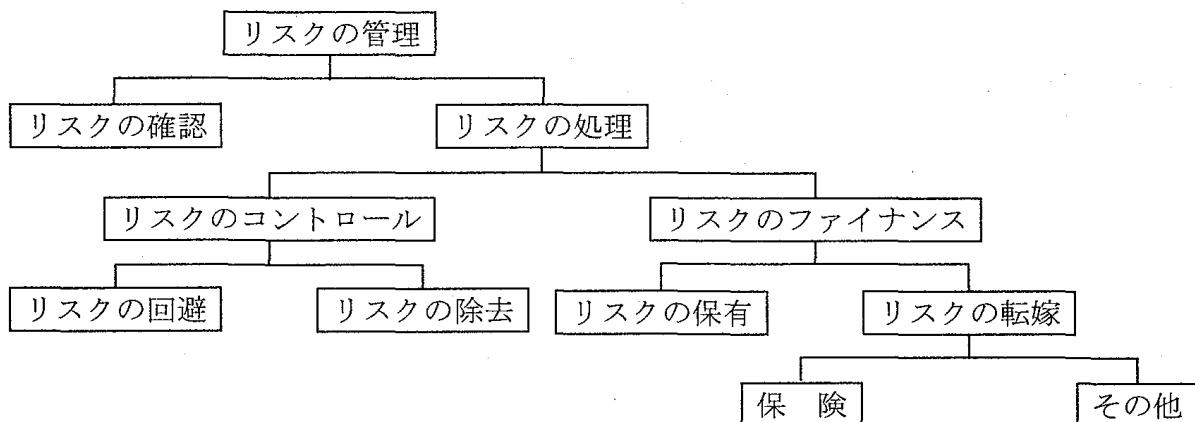
が必要となっている。

2 リスクの処理手段⁽²⁾

われわれがリスクに囲まれており、先のことが不確実で、必ずあぶないことにあうともいえないしあわないともいえないとしたら、人々はどのような備え・対応をとるのであろうか。そのリスクをいかにマネジメントする（とりしきる）のであろうか。

まず第1の対応として、考えられるリスクがどのようなものであるかを確認することになる。第2の対応として、そのリスクを処理することが必要である。リスク処理の手段はさらに二つに区分される。その1はリスクのコントロール（制御）である。そのためにはリスクの回避（行動の中止など）やリスクの除去（分散など）が求められる。しかし事故などを完全に防止するのは仲々むずかしい。防止に努めてもどうしても起こるであろう事故に対してどのように対応するのかというと、リスク処理手段のその2が損害発生後の予想リスクのファイナンス（財務）である。ファイナンスには、①その損害を自ら負担（リスクの保有）する方法、②しかしこれには限度があり、大きな事故・災害に自らの負担だけで処理するのは通常の場合むずかしいので、リスクを他に転嫁する方法、とがある。保険はリスクの転嫁である。保険に入るとは保険団体に入るとの意味であり、それは多くの人々によって負担しあう方法である。

以上の関連を図示すると次のとおりである。



また、リスクはマイナス（損失）のみあるもの（純粹リスクという）と、マイナスもプラス（利潤）もあるもの（投機的リスクという）に区分される。純粹リスクは可能な限り保有しないが、投機的なリスクは利潤の源泉、チャンスでもあるから、保有も考える。

3 経済学の原理

応用経済学との関係上、次に経済学の原理をみなくてはならないが、経済学は奥行きが深いのでそれは簡単ではない。しかもその内容も範囲も多々に亘っている。そこで本稿では現在世界中で一番読まれ使われているといわれる N. G. マンキュー教授の経済学教科書の中の「経済学の十大原理」を用いて、リスク管理との結びつきを考えることとしたい⁽³⁾。

N. G. マンキュー教授の「経済学の十大原理」とは、次のとおりである。

(1) 人々はどのように意思決定するか

第1原理：人々はトレードオフ（相反する関係）に直面している。

第2原理：あるものの費用は、それを得るために放棄したものの価値である。

第3原理：合理的な人々は限界原理に基づいて考える。

第4原理：人々はさまざまなインセンティブ（誘因）に反応する。

(2) 人々はどのように影響しあうのか。

第5原理：交易（取引）はすべての人々をより豊かにする。

第6原理：通常、市場は経済活動を組織する良策である。

第7原理：政府は市場のもたらす成果を改善できることもある。

(3) 経済は全体としてどのように動いているか。

第8原理：一国の生活水準は、財・サービスの生産能力に依存している。

第9原理：政府が紙幣を印刷しすぎると、物価が上昇する。

第10原理：社会は、インフレーションと失業率の短期的トレードオフに直線している。

N. G. マンキュー教授による経済学の十大原理は上記のとおりである。

4 経済問題としてのリスク管理

リスク管理の体系は上述したとおりであるが、人々はなぜ、このようなりスク管理を考えそれを実行するのだろうか。

それは、そう考えて実行したほうが得であり利益になるからである。「実行しなければならないから実行する」のではない。経済学理論の考え方によれば、少なくとも、得・利益になると考える人たちがリスク管理を実行することになる。

上述した経済学の第1原理にあるように、人々は多くのことでトレードオフに直面している。リスク管理についていえば、将来について不確実性が存在するので、リスクに備えることによるベネフィットと他方備えるためのコストがトレードオフに直面する。トレードオフに直面する以上、リスク管理の手段各選択肢の費用と便益（ベネフィット）とを対比することとなる。また第2原理にあるように、リスク管理によって得るものとそのために放棄するものとに関わっているわけであり、その場合第3原理の限界原理に基づいて考慮されることになる。

5 取引としての保険

保険は取引であるという観点を次に考える。保険は、リスク管理の概念ができる前に生まれているが、既にみたようにリスク管理の手段の一つである。

リスク管理の歴史をみると、1915年ドイツで初めて文献が出て、アメリカでは1920年以降研究が進められた。一方保険は、14世紀に海上保険がイタリアで生まれ、その後火災保険がイギリスとドイツで17世紀、生命保険がイギリスで18世紀と近代保険が誕生した。

保険は取引であるということについて、K. J. アロー教授は次のようにいう。すなわち「もしも、私がある不確実性をきらっており、その不確実性を私が負担するよりも安い費用で負担してくれるようなだれか他の人あるいは

は組織を見つけることができるならば、そこで取引が行われるであろう。その取引において、相手側がリスクを負担し、それに対して私が一定のプレミアムを支払うことによって、われわれの両方がよりよくなるのである⁽⁴⁾。」これはまことに示唆に富む言葉であり、取引として「経済学の十大原理」のうち第5原理にも合致するのである。

このK. J. アローのいう取引はリスク管理の個々の内容をみるとそれは取引きであるということであるが、それとは少し観点を変えると、リスク管理全般の機能を他に委託するという意味での取引もある。自らリスク管理するのではなく、それを他へ委託するという取引もある。

リスク管理を行う主体は企業・家庭その他の経済主体であるが、それを自ら行う場合と、第三者（外部組織）に委託する場合とに二分することができる。後者は経営コンサルタント、保険代理業、セキュリティ・コンサルタント等々であり、リスク管理機能というサービス（無形の経済財）が取引されるのである。そしてそれは、規模が大きくなると産業を形成することになる⁽⁵⁾。

6 リスク管理における市場と制度

一般に経済主体の経済行動は「市場」によって決められるといわれる。すなわち、需要と供給によって、価格も数量も決まるのであると経済学では教えている。もちろんそのような経済システムを否定するわけではないが、市場だけによって決められるのかというとそうではないとする考え方がある。時間・空間を超えて普遍的に世界のすべてが市場だけによって経済行動がなされるというのには疑問がある。国や地域によって、市場そのものに相違があり経済主体の市場に対する考えに違いがあつたりするという考え方である。

経済行動が市場だけによるのではなく、制度によっても左右されるという経済思想は制度の経済学と呼ばれ新しいものではないが、最近（1990年秋）米国スタンフォード大学で青木昌彦教授を中心とした研究グループによって制度の経済学が新しい展開をみせるようになった。比較制度分析という。青

木昌彦教授によると⁽⁶⁾、国や地域によって①経済主体の合理性に差があること、②人々の間での情報の分配について非対称性があること、③市場の完備の度合いに差があることなどのために、時間・空間を超えて普遍的な価値を持った経済システムなど本来ありえないと考える。むしろ、国や地域によって、経済利益の可能性や経済の効率性がそれぞれ存在すると考えるのである。

制度(institution)とは、その経済社会で広く認められている一定のルール(きまり)であり、強制力をもつ法的制度と強制力をもたない自主的制度がある。自主的制度とは、社会の慣習、歴史、宗教、組織、しきたりなどわれわれが日々経済活動を行う上で前提となり、経済活動を規制するものである。

リスク管理についても、国・地域によって相違することがあろう。リスクの程度、リスクへの対処等々はいわゆる制度(社会のルール)によって結果的に定められる。日本人のものの見方、コミュニティとの関連などによって制度が作られる。均質社会で横並び意識の強い日本の社会風土では、リスク管理のあり方もその風土の中で育ってきたことになる。したがってリスク管理に応用される経済学も比較制度分析の視点が求められ、今後の課題となる⁽⁷⁾。

7 経済問題以外のケース

本稿では、上述したようにリスク管理を経済問題として扱ってきた。リスクを管理するということ自体それが得だから行うのであり、リスク管理の内容をいかに選択するのかも得になるように選択しているのである。このようにリスク管理は経済問題として成り立っており、したがって経済学が応用されることになるのである。

しかし、すべてのリスク管理は経済問題かというと、そうでないケースもある。ここではその例として、リスクの管理と宗教とのケースを述べておきたい⁽⁸⁾。

中近東の圧倒的多数の人々はイスラーム教徒であり、現在でも多くの人々がイスラームの戒律に従って生活している。イスラームの戒律では多方面

にわたって制約される事項があるが、サウジアラビア王国の宗派であるワッハープ派は保険という概念を公式には認めていない。

元来イスラーム教には、この世はすべてアッラーの思し召しによる宿命であり、アッラーの定めた秩序から成るという考え方があり、各種の災害も神の思し召しによるもの（イン・シャー・アッラー）と理解されている。サウジアラビア王国の国内に保険会社を登記・設立することはできない。

8 まとめ

リスク管理は、きわめて経済問題として存在する。リスク管理はみんなが実施しているから、あるいは実施しなければならないことだからというのではなく、自らの損・得を考えて経済主体はリスク管理を行っているのである。ここにリスク管理のインセンティブがある。

したがって、応用経済学として扱われるのである。

注

- (1) Emmett J.Vaughan, *Risk Management*, 1997, John Wiley & Sons, Inc., p.viii.
- (2) 亀井利明『企業危機管理と家庭危機管理の展開』2002年, 危機管理総合研究所。
- (3) N.G. マンキュー著（足立英之, 石川城太, 小川英治, 地主敏樹, 中馬宏之, 柳川隆訳）『マンキュー経済学 I ミクロ編』2000年, 東洋経済新報社。
- (4) K.J.Arrow, *Essays in The Theory of Risk-Bearing*. 1971, p.137.
- (5) 須田暁「リスクマネジメント機能の市場取引とその産業—経済学的アプローチ」『危険と管理』第17号, 1989年。
- (6) 青木昌彦『経済システムの進化と多元性—比較制度分析序説—』1995, 東洋経済新報社, 1ページ。
- (7) 比較制度分析は、日本独自の経済学として存在するのではなく、世界共通の現代経済学の一環として、国・地域を分析する。
- (8) 東京海上火災保険株式会社（編）『損害保険実務講座 1 損害保険法と市場』1983年, 有斐閣, 543～544, 551～552ページ。